

## 令和8年度特別支援教育就学奨励制度のご案内

特別支援教育を必要とするお子さんが小・中学校で学ぶ際に、保護者の経済的負担を軽減するため、その世帯の所得金額等に応じ、必要な経費の一部を援助する制度です。

### 補助の対象者

1. 特別支援学級に在籍するお子さんの保護者
  2. 通常学級に在籍し、別に定める障がいの程度（※）に該当するお子さんの保護者  
（※）学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度
- ただし、同一生計世帯の所得金額の状況により、補助費目がない場合があります。

### 申請の方法

1. 『受給申請書』に申請の有無を記入してください。  
受給を希望されない方は受給申請書のみ提出してください。  
借家にお住いの方が申請書を提出する際に、添付書類が必要となります。  
詳細は裏面に記載していますので、必ずご確認ください。
2. 『受給申請書』と『収入額・需要額調書』と『振込先口座情報がわかるもののうつし』を学校学校が指定する日までに提出してください。  
※上記の「補助の対象者」2に該当する方は、教育支援委員会の判定通知及び資料の写しの提出が必要です。くわしくは教育委員会へお問い合わせください。

支給の内容 \*年間支給予定額は上限金額であり、定額支給ではありませんのでご注意ください。

費目	年間支給予定額（上限金額）		援助内容	
	小学校	中学校		
学用品・通学用品購入費（★1） 【注】無償化対象分も含めた金額です	5,820円	11,370円	鍵盤ハーモニカ、リコーダー、絵の具セット、雨靴、雨傘 など	
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費（4月認定の新1年生）（★2）	28,530円	31,500円	ランドセル、制服、カッターシャツ・ブラウス、体育館上履き など	
校外活動等参加費	宿泊を伴うもの （学年を通じて1回）	1,845円	3,105円	直接必要な交通費・見学料・宿泊費の一部
	宿泊を伴わないもの	800円	1,155円	直接必要な交通費・見学料の一部
修学旅行費	10,790円	28,860円	直接必要な交通費・見学料・宿泊費等の一部	
通学費	実費		公共交通機関を利用して通学する場合の交通費の全部又は一部	
学校給食費	実費の1/2		無償化実施のため、支給なし	

※支給対象経費は変更となることがあります。通学費以外は、支給対象経費の1/2を上限として支給します。  
※学用品費・通学用品購入費（★1）は、支給対象経費(上記の上限金額×2)から、学用品費サポート事業により納付免除となった金額を差し引いた残りの金額の1/2を、3学期に支給します。

### 領収書等の提出不要！

学用品・通学用品購入費（★1）及び新入学児童生徒学用品等（★2）について  
従来は学用品費・通学用品費、新入学児童生徒学用品費・通学用品費の支給に際し、保護者からレシートの提出を必要としておりましたが、令和7年度よりレシートの提出を不要としております。ただし通学費の支給対象となる児童・生徒については、定期券相当額の実費支給のため、定期券の領収書又は定期券の写しの提出を必要とします。

## その他留意事項

### (1) 振込先口座情報について

令和7年度より保護者様への直接振込とさせていただきます。振込先口座情報（銀行名・支店名・口座番号・名義人カナ）がわかるものを受給申請書に添付してご提出ください。

### (2) 就学援助費との兼ね合いについて

別にご案内する就学援助制度も申請することができます。就学援助制度の認定を受けた場合は、就学援助制度が優先され、特別支援教育就学奨励費は支給されません。また、生活保護を受給されている場合は、本制度の受給は対象外となります。

### (3) 借家にお住まいの方が申請する場合の添付書類について

借家にお住まいの方が申請する場合、申請書のほかに、家賃を支払っていることがわかるものを1つ提出してください。借家在住者の認定基準で審査をするために必要なものとなります。

例) 通帳の家賃が引き落とされているページの写し、賃貸契約書の写し、家賃の領収証の写し等

\* 就学援助を申請し、就学援助申請書の添付書類として提出している場合においても、それとは別に特別支援就学奨励費の申請書の添付書類として提出してください。

○ご不明な点等がありましたら、下記の連絡先にお問い合わせください。

備前市教育振興部教育総務課総務管理係 担当：山本 ☎0869 - 64 - 1802